

1 策定の経緯

GAP (Good Agricultural Practice) は、農業者自らが農作業工程の点検、検証を繰り返し行い、生産工程を改善していく手法であり、農産物の安全・安心の確保、環境に配慮した生産、農作業安全の確保、農業経営の改善などに有効な手法である。

国では、GAPの普及を図るため、平成22年4月に「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」(以下、「国ガイドライン」という。)を策定し、本県においても国ガイドラインに則したGAPの導入推進を図ってきたところである。しかしながら、依然として生産者のGAPの取組水準にばらつきが見られることから、平成27年3月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画において、「ガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進する」とし、同年4月には「GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大に関するアクションプラン」を策定し、あらためてGAPの普及・拡大に向けた具体的な取組方向を示したところである。

一方、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が3年後に迫る中、大会組織委員会では、「持続可能性に配慮した調達コード」を検討しており、組織委員会が提供する飲食サービスに使用される農産物の調達基準(案)では、JGAP Advance または GLOBALG.A.P.の認証を受けて生産された農作物、国のガイドラインに準拠したGAPに基づき生産され、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている農産物を持続可能性の観点からの調達基準とする方向を示したところである。

こうした情勢を踏まえ、国ではGAPの取組の信頼性向上に向けて、生産者がGAPの取組事項を満たした生産活動を行っていることについて、「農産物を販売する生産者」以外によって確認・認証する仕組みの導入を支援する事業を創設し、国ガイドラインに準拠したGAP策定と都道府県における確認・認証体制の整備を推進してきた。

本基準書は、上記の国補事業「平成28年度産地活性化総合対策事業のうち生産システム革新推進事業(GAP体制強化・供給拡大事業(認証体制導入支援事業))」を活用し、「やまなしGAP」として、国ガイドラインに準拠し、本県の主力品目や生産組織に則した取組事項の策定と第三者による確認・認証に必要な審査項目等を定めたものである。

2 GAPを巡る情勢

国は、輸出促進などグローバルマーケットの戦略的な開拓の観点から、「食料・農業・農村基本計画」や「日本再興戦略」に基づき、国際水準GAPの取得を進める必要があるとして、GLOBALG.A.P.の認証取得や我が国の国際規格となるJGAP Advanceの取得を支援している。

一方、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、GAPに対する認識が高まることにより、国内外の大手流通を中心に国際水準GAPを取引要件にする動きも見られている。そうしたことから、国内流通や輸出相手先の動向を注視しながら、取り組むべきGAPについては適切な選択が必要になるものと思われる。

3 基準書の位置づけ

(1) 活用方法

やまなしGAP（農業生産工程管理）手法導入基準書（以下、「基準書」という。）は、国ガイドラインに完全準拠した山梨県版のGAPとして策定したものである。

すでにGAPに取り組んできた生産者（産地の団体等を含む）は、基準書を参考に取組項目の確認や追加、新たに取り組む生産者は、チェックシートなどを作成する際の基礎資料として活用する。また、県関係機関においては、第三者認証の導入に伴う現地検査の基準として活用する。

自らが実践するGAPの件による確認・認証を受けようとする場合は、別に定める「やまなしGAP認証制度実施要綱」および「同実施要領」により、県による現地検査と認証審査を受けることが必要である。

なお、今後、民間の国際水準GAP（GLOBALG.A.P.、JGAP Advance など）の取得を目指す生産者は、基準書の取組項目を基本に、新たな取組項目や詳細な取組内容の付加、点検項目の工夫などにより、国際水準に合った取組内容に発展させることも可能である。

(2) 基準書の構成と内容

○対象とする作物 : 果樹、野菜、水稻

○対象となる取組 : 1 食品安全を主な目的とするもの
2 環境保全を主な目的とするもの
3 労働安全を主な目的とするもの
4 農業生産工程管理の全般に係る取組に関するもの
5 出荷団体の取組に関するもの
(具体的な取組項目については「4 取組項目」を参照)

○別表1（生産者（産地の団体等を含む）の取組項目）

【区分】国ガイドライン等に基づく取組の区分

【No】作物ごとの通し番号

【重要度】取組事項の重要度：必須／重要

【取組事項】取組事項（生産者のチェック項目）

【具体的な取組内容】取組事項を達成するための生産者の具体的な取組の内容

○参考資料

別表1の取組内容において、取組の参考とすべき資料

○別表2（審査基準、国ガイドラインとの対応）

【No】作物ごとの通し番号

【取組事項】取組事項（生産者のチェック項目）

【確認内容および方法】認証に向けた検査の視点

【国ガイドラインの対応】区分、No、取組事項、取組判定の視点

4 生産者の取組項目

果樹・野菜

- 1 食品安全を主な目的とする取組
 - ① ほ場環境の確認と衛生管理
 - ② 農薬の使用
 - ③ 水の使用
 - ④ 肥料・培養液（野菜）の使用
 - ⑤ 作業等者の衛生管理
 - ⑥ 機械・施設・容器等の衛生管理
 - ⑦ リンゴにおけるカビ毒汚染の低減（果樹）
 - ⑧ 収穫以降の農作物の管理
- 2 環境保全を主な目的とする取組
 - ① 農薬による環境負荷の低減対策
 - ② 肥料による環境負荷の低減対策
 - ③ 土壌の管理
 - ④ 廃棄物の適正な処理・利用
 - ⑤ エネルギーの節減対策
 - ⑥ 特定外来生物の適正利用
 - ⑦ 生物多様性に配慮した鳥獣害対策
- 3 労働安全を主な目的とする取組
 - ① 危険作業の把握
 - ② 農作業従事者の制限
 - ③ 服装及び保護具の着用等
 - ④ 作業環境への対応
 - ⑤ 機械等の導入・点検・整備・管理
 - ⑥ 機械等の利用
 - ⑦ 農薬・燃料等の管理
 - ⑧ 事故への備え
- 4 農業生産工程管理の全般に係る取組
 - ① 知的財産の保護・活用
 - ② 情報の記録・管理・保存
- 5 出荷団体の取組
 - ① 生産者への指導
 - ② 施設の管理・運営体制

水稲

- 1 食品安全を主な目的とする取組
 - ① ほ場環境の確認と衛生管理
 - ② 農薬の使用
 - ③ カドミウム濃度の低減対策
- 2 環境保全を主な目的とする取組
 - ① 農薬による環境負荷の低減対策
 - ② 肥料による環境負荷の低減対策
 - ③ 土壌の管理
 - ④ 廃棄物の適正な処理・利用
 - ⑤ エネルギーの節減対策
 - ⑥ 生物多様性に配慮した鳥獣害対策
- 3 労働安全を主な目的とする取組
 - ① 危険作業の把握
 - ② 農作業従事者の制限
 - ③ 服装及び保護具の着用等
 - ④ 作業環境への対応
 - ⑤ 機械等の導入・点検・整備・管理
 - ⑥ 機械等の利用
 - ⑦ 農薬・燃料等の管理
 - ⑧ 事故への備え
- 4 農業生産工程管理の全般に係る取組
 - ① 知的財産の保護・活用
 - ② 情報の記録・管理・保存
- 5 出荷団体の取組
 - ① 特定の米穀についての保管・処理
 - ② 生産者への指導
 - ③ 施設の管理・運営体制